

社会福祉法人幡豆福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幡豆福祉会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二二条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。別表1
- (2) 理事長の定款に定める日常決裁に伴う業務は、職責の重さに鑑み月額を定め支給する。ただし、理事長が退任する場合、就任年数に応じた功労金を支給することができる。別表2
- (3) 職員（施設長含む）である役員については支給をしない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等が出張する時は、次のとおり算定する。

- (1) 非常勤役員等が職務のため出張する時は、職員の適用する「職員旅費規程」に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支払う。ただし、食費相当分は支給しないが、旅費の他に日当として一律3,000円を支給する。
- (2) 非常勤役員等が職務のため会議に出席する時は、会議が開催される場所までの距離を勘案し、一律1,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会の会議に出席した都度現金にて支払う。ただし、欠席した場合は支給しないこととする。

- (1) 報酬の支給は、法令の定めるところの金額を控除して支払う。

(会計区分)

第5条 この規程により支給される報酬は、本部会計拠点区分で会計する。尚、この経費については、年度末において各拠点区分で按分し必要な金額を繰り入れて補てんする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五九条の二第一項二号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- (1) この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- (2) 平成26年4月1日施行の当法人の役員報酬規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- (3) この規程は、令和2年2月1日より施行する。

非常勤役員等の報酬の支給について

社会福祉法人幡豆福社会役員等報酬規定第2条(1)に基づき、非常勤役員等に次のとおり支給する。

(1) 評議員 (非常勤)

職務の内容	日額
評議員会 (定時・臨時) への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上

(2) 理事 (非常勤)

職務の内容	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上

(3) 監事 (非常勤)

職務の内容	日額
監事監査・理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上

理事長の報酬及び功労金の支給について

社会福祉法人幡豆福社会役員等報酬規程第 2 条 (2) に基づき、理事長に対する報酬及び功労金を次のとおり支給する。

(1) 報酬 月額 180,000 円

(2) 慰労金

①通算して	2 年以上 4 年未満在職の場合	20 万円
②	〃 4 年以上 6 年未満	30 万円
③	〃 6 年以上 8 年未満	40 万円
④	〃 8 年以上 10 年未満	50 万円
⑤	〃 10 年以上 12 年未満	60 万円
⑥	〃 12 年以上 14 年未満	70 万円
⑦	〃 14 年以上 16 年未満	80 万円
⑧	〃 16 年以上 18 年未満	90 万円
⑨	〃 18 年以上 20 年未満	100 万円

※尚、上記の金額については、法人の収支状況において支給しない場合もある。その場合は、評議員会の承認を受けて行う。